ふるさと納税払い チョイス Pay 利用規約

「ふるさと納税払い チョイス Pay 利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、富津市（以下「発行者」といいます。）が、ふるさと納税の返礼品として寄附者に対し発行するふるさと納税払い チョイス Pay の利用にあたり、利用者の遵守事項並びに発行者及び利用者の権利義務関係を定めるものです。ふるさと納税払い チョイス Pay を利用する方は、事前に本規約の全文を必ずお読みください。

第１条（定義）

本規約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとします。

（１）加盟店　発行者から指定を受け、利用者とふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引を行う個人又は法人をいいます。

（２）ふるさと納税払い チョイス Pay　発行者が、ふるさと納税の返礼品として株式会社トラストバンクが本 QR 決済システムを通じて寄附を行った者に発行する、電磁的方法により記録されるポイントであって、利用者が加盟店においてふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引の決済に使用するものをいいます。

（３）ふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引　利用者が、加盟店において、当該自治体から発行を受けたふるさと納税払い チョイス Pay のポイントと引き換えに、商品等の提供を受ける取引をいいます。

（４）本アプリ（利用者）　利用者がふるさと納税払い チョイス Pay の発行を受け、これをふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引の決済に用いる目的で利用者の情報端末上において使用する、株式会社トラストバンクが開発し利用者に提供するアプリケーションソフトウェアをいいます。

（５）本 QR 決済システム　株式会社トラストバンクが運営管理するふるさと納税払い チョイス Pay の利用のための QR コード決済用のシステムをいいます。

（６）マイページ等　株式会社トラストバンクの提供するウェブサイト「ふるさとチョイス」のマイページ又はアプリケーション「ふるさとチョイスふるさと納税払い チョイス Pay アプリ」をいいます。

第２条（発行・利用）

１　ふるさと納税払い チョイス Pay は、ふるさと納税の返礼品であり、利用者は発行者への寄附手続を行うことによってふるさと納税払い チョイス Pay の発行をうけることができます。

２　発行者は、利用者がふるさと納税払い チョイス Pay を返礼品として指定して実施したふるさと納税に係る寄附金の決済完了後、速やかにふるさと納税払い チョイス Pay を発行します。

３　発行されたふるさと納税払い チョイス Pay は、マイページ等上に発行者が指定する方法により表示されます。

４　利用者は、本アプリ（利用者）を使用して加盟店に置かれた QR コードを読み取り、当該決済において利用者が使用を希望するふるさと納税払い チョイス Pay のポイントを減じる操作を行い、当該ポイントが本 QR 決済システム上自動的に減算される方法によりふるさと納税払い チョイス Pay を使用することができます。

５　ふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引において、ふるさと納税払い チョイス Pay のポイントが不足した場合、利用者は、不足分について発行者へふるさと納税の寄附手続を行い、新たにふるさと納税払い チョイス Pay を取得の上使用するか、又は、不足分を現金その他の支払い方法で支払うことができます。なお、利用者は、マイページ等で、ふるさと納税払い チョイス Pay のポイント使用状況を確認することができるものとします。

６　利用者は、事前に QR コード等をキャプチャした画像、その他本アプリ（利用者）及びそれに表示される QR コードの複製物を提示する形でのふるさと納税払い チョイス Pay の利用はできません。

第３条（禁止事項）

１　利用者は、発行を受けたふるさと納税払い チョイス Pay を複製や改変、公衆送信し、又は貸与、譲渡、売買等、第三者に使用させてはならないものとします。

２　前項に規定するほか、ふるさと納税払い チョイス Pay を不正に使用する行為、その他発行者が不適切と判断する行為を利用者が行った場合、又はその恐れがあると発行者が認めた場合、発行者及び加盟店は、利用者によるふるさと納税払い チョイス Pay の利用を認めない場合があります。

第４条（期限）

ふるさと納税払い チョイス Pay の利用期限は、発行者が別途定める場合を除き、利用者が最後に受領したふるさと納税払い チョイス Pay の寄附決済完了日より１年間とします。

第５条（利用中止）

利用者は、ふるさと納税払い チョイス Pay の利用の中止等を理由として発行者に返金を求めることはできません。ただし、発行者の帰責事由により、ふるさと納税払い チョイス Pay の利用が長期間にわたり困難となる場合にはこの限りではありません。

第６条（ふるさと納税払い チョイス Pay 使用取引の取消し等）

１　利用者は、法令等に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、加盟店との間で行ったふるさと納税払い チョイス Pay を使用した取引を取消しすることは

できないものとします。

２　ふるさと納税払い チョイスPayを使用した取引が取消された場合、当該取引において使用されたふるさと納税払い チョイスPayのポイントは、マイページ等を通じて、発行者から利用者に返還されるものとします。

第７条（本規約の変更）

発行者は、その裁量により、いつでも本規約を変更することができるものとします。発行者は、本規約を変更した場合には、マイページ等発行者が適切であると判断するウェブサイト等に掲載することにより、利用者に当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者がふるさと納税払い チョイスPayを利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第８条（権利義務の譲渡等）

利用者は、発行者の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は権利義務について、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第９条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して効力を有するものとします。

第１０条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、木更津簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020年８月20日　制定
2022年９月１日　改定